

5か年の事業方針

<2023～2027 年度>

～より開かれた“全国放送番組アーカイブ”を目指して～

2022年10月28日
(公財) 放送番組センター

基本的な考え方

(公財)放送番組センターは、放送法の指定を受け実施する「放送番組の収集・保存・公開」を主軸業務とし、放送文化への理解促進、放送の健全な発展を目的に様々な業務に取り組んでいる。

放送法の指定から30年、公益財団法人に移行して10年が経過し、当センターの事業活動は大きな節目を迎えている。また、インターネットやクラウドなどITを活用した番組視聴が急速に進展するなかで、当センターにおいても、新しい時代における事業の在り方やその使命、役割を改めて明確化することが求められている。

こうした観点から、事業運営委員会の下に、NHK、民放連、民放局、センター事務局で構成する「事業の在り方に関する検討WG」を設置(2021年度)し、業務の総点検を行ったうえで、改革策をとりまとめた。

この中では、当センター最大の資産である「番組アーカイブ」をより効率的、効果的に運用・活用し、この先も、放送の健全な発展や、番組を通じた社会貢献の更なる充実を目指すことが重要であることを再確認した。

2023年度からの新しい事業方針では、この議論を踏まえ、「より開かれたアーカイブ」として、更に多くの人に「番組アーカイブ」に接してもらえよう「放送ライブラリー」を拠点にして、IT技術も活用した番組公開手法の拡充と公開番組数を着実に増加させることを目指す。また、催事等を通じて、若い世代を中心に放送文化への理解促進に努めること、戦略的広報により当センターの存在感や認知度を向上させること、全国の放送事業者と連携し放送文化の発展に貢献することなどを大きな柱に据え、取り組みを強化することとする。

引き続き、効率的な業務運営に努め、新しい時代に対応した事業・業務の在り方を確立し、当センターの使命と役割を確実に果たしていく5年間とする。なお、本事業方針は、各年度に進捗状況を点検し必要な修正を行い、計画3年目を総点検の「見直しポイント」とし、事業・収支計画の総点検結果を理事会に報告し、必要に応じて「事業方針」の見直しを行うこととする。

事業方針 骨子

1. アーカイブの価値最大化

放送史の記録として、時代を反映した番組や、ローカル放送局が制作した秀作番組をはじめ、幅広い番組の確実な収集・保存に努める。また、「より開かれたアーカイブ」として、番組の公開を様々な形で促進し、社会共有の「文化資産」であるアーカイブの存在価値の最大化を目指す。

2. アクセスポイントの全国拡大

番組アーカイブへの接触機会を全国に拡大させるため、新たにスタートする「全国放送番組アーカイブ・ネットワーク」（以下、「番組アーカイブネット」という。）の展開を段階的に進め、放送番組の魅力を幅広く伝えるとともに、番組を通じた情報や知見の提供により地域社会に貢献する。ローカル放送局の優れた番組を、より多くの人々が視聴できるようにすることで、放送文化の更なる発展に寄与する。

3. 教育利用の充実と放送文化の理解促進

番組の教育利用の対象を高校や中学などに広げるとともに、利便性向上を図り、利用校の増加を目指す。また、放送ライブラリー施設を、放送を学び、番組視聴を通じた調査研究ができる拠点として整備することや、企画展、番組上映会、セミナーの開催などを通じ、若い世代を中心に放送への理解と関心を高めることに努める。

4. 戦略的広報への転換

広報機能を強化し、センターの役割や事業の認知度を向上させる。広報対象ごとに内容や方法を分析・設定し、WEBやSNSなどのデジタル手法も活用した戦略的広報への転換に取り組む。

5. 放送事業への貢献

放送事業者との連携を更に強化し、放送文化の理解促進と放送事業への貢献に努める。

6. 財務運営と抜本的基盤整備

新規事業の展開に必要な費用は、経費節減と既存事業の見直しにより可能な限り財源確保に努める。期間中に想定される事業運営に欠かせない設備整備は、原則として基本財産を活用することで確実に実施し、将来の効率的運営に資する抜本的な基盤整備にあたる。

事業方針1. アーカイブの価値最大化

放送史の記録として、時代を反映した番組や、ローカル放送局が制作した秀作番組をはじめ、幅広い番組の確実な収集・保存に努める。また、「より開かれたアーカイブ」として、番組の公開を様々な形で促進し、社会共有の「文化資産」であるアーカイブの存在価値の最大化を目指す。

【方針の趣旨と狙い】

時代を反映した多様な番組を、確実に収集・保存することが、放送史の記録性を高め、社会共有の「文化資産」である番組アーカイブの質の向上に繋がると考える。

また、「より開かれたアーカイブ」として、収集・保存した番組や所蔵する放送関連文献などを広く公開、活用していくことで、放送文化への接触機会を増やし、放送事業の発展および社会への還元に資することを目指す。

【具体的施策】

1. ライブラリー事業に関する説明会の実施や、放送事業者からの番組推薦の拡充、遡及収集の拡大、公開範囲に応じた収集を通して、放送史の記録となる番組を確実に収集・保存していく。
2. 書類の電子化やインターネット、クラウドサービス等のデジタル技術を活用した効率的な収集・保存を押し進める。
3. 「保存番組記録表」の見直しによる権利情報の精度向上や権利処理体制の強化を図り、公開番組数を一層増加させる。
4. 番組公開の促進の鍵となる権利処理の円滑化を図るため、権利者との個別交渉を進め、番組の公開を促進する。また、有識者の協力や他機関と連携を図りながら、公共のアーカイブ施設として権利者団体や関係省庁などへ働きかけ、権利処理の負荷軽減を目指す。
5. 公開番組の視聴機会を増加させるために、多様な視点やテーマでの上映会等を開催する。

【目 標】

- ◇ 毎年選定したテレビ、ラジオ番組の収集・保存率を5年後には現在の50%程度から70%の達成を目指す。
- ◇ テレビ、ラジオ番組の年間公開本数の、3年以内の800本達成を目指す（過去5年間の平均579本）。

事業方針2. アクセスポイントの全国拡大

番組アーカイブへの接触機会を全国に拡大させるため、新たにスタートする「全国放送番組アーカイブ・ネットワーク」の展開を段階的に進め、放送番組の魅力を幅広く伝えるとともに、番組を通じた情報や知見の提供により地域社会に貢献する。ローカル放送局の優れた番組を、より多くの人々が視聴できるようにすることで、放送文化の更なる発展に寄与する。

【方針の趣旨と狙い】

社会共有の文化資産である「番組アーカイブ」の価値を社会に広く還元するため、より多くの人々が番組に触れられる機会を設けることは、当センターの大事な役割である。横浜の放送ライブラリーでの視聴や一部公共施設での限定的な視聴に留まっていた現状を見直し、インターネットを通じた番組伝送などIT技術を活用して、放送史に残る秀作番組やローカル局制作番組、テーマ性のある番組を全国各地の図書館等で自由に視聴できる環境整備に努め、番組視聴できる機会の増加を図る。

【具体的施策】

1. IT技術を活用して番組を遠隔地で視聴できるようにする「番組アーカイブネット」を新たに立ち上げ、拠点都市の図書館等の公共施設に段階的に展開する。連携施設への働きかけや番組の選定など、当センターの主導でサービスを実施する。
2. 視聴可能な番組の増強を図り、地域番組や視聴ニーズのある番組を積極的に提供する。番組は放送事業者の配信事業などの二次展開に競合しないよう配慮して選定し、著作権等の権利処理は当センターの責任と負担で行う。
3. 既存の番組送信システムを一部改修して運用をスタートさせ、その活用実態を踏まえ、クラウド等を活用した新たなシステムの在り方について検討する。
4. 従来型の公共施設における番組視聴サービスについては、施設側の要望に応じて継続運用することとし、将来的に新サービスとの統合を視野に検討を進める。

【目 標】

- ◇ 全国各地の拠点都市を中心に、3か年で5か所、5か年で10か所程度の図書館等へのサービス提供開始を目指す。
- ◇ 視聴可能な番組は順次追加し、5年後にはテレビ、ラジオ合わせて500本を目指す。
- ◇ 全国各地のローカル局制作番組を視聴サービスで提供することを通じて、地域への貢献とローカル局制作番組の更なる発展に寄与する。

事業方針3. 教育利用の充実と放送文化の理解促進

番組の教育利用の対象を高校や中学などに広げるとともに、利便性向上を図り、利用校の増加を目指す。また、放送ライブラリー施設を、放送を学び、番組視聴を通じた調査研究ができる拠点として整備することや、企画展、番組上映会、セミナーの開催などを通じ、若い世代を中心に放送への理解と関心を高めることに努める。

【方針の趣旨と狙い】

若者の放送離れが進むなか、放送文化を伝える、放送番組を継承していくことは、放送界全体の喫緊のテーマである。放送番組は、時代や社会を伝える格好の教材である。その利活用を、教育現場において広げ、未来を担う次世代の放送への理解を高め、「番組アーカイブ」の価値の向上に繋げる。加えて、放送ライブラリーを、放送番組を通じて学習や研究ができるアーカイブ施設に整備することにより、教育現場や放送関係者に施設の存在感を高める。また、放送に関わる催事を開催し、若い世代を中心に広く一般に「放送の魅力」を伝える。これらにより、放送ライブラリーの認知度向上のみならず、多くの人々が一緒に体感や共感ができる「放送」というメディアの重要性を伝えていく。

教育利用

【具体的施策】

1. 大学、および中学・高校の授業での番組利活用を、着実に推進する。
2. 利用手続きの自動化など、効率的な運用方法を開発し、利便性を向上させる。
3. 教育機関ほか各機関へ働きかけ、教育利用における権利処理方法の整備について検討する。
4. 放送関係の書籍・雑誌を研究目的に閲覧できるよう整備を進めるとともに、書誌データの検索システムを構築する。

【目 標】

- ◇ 2027年度に、年間50授業での利用を目指す。
- ◇ 研究者専用ブースの追加や、書籍・雑誌の閲覧環境や情報の整備により研究目的の利用者の増加を図る。

放送文化の理解促進

【具体的施策】

1. 常設展示の在り方を検討し、ライブラリー施設が放送を学ぶ場として認知されるよう段階的に改修、入れ替えを行い再整備する。
2. 感染症対策の必要性を見ながら、実情に合わせた形で、小・中学生を中心とした団体見学の受け入れを継続する。
3. 放送史・周年・話題性・放送の仕事など、放送に関わる企画展や上映会を開催し、若い世代を中心に幅広い層に放送の魅力を伝える。企画展の回数を減らし、効果的、効率的に実施する。
4. 放送番組の制作者などから話を聞く公開セミナーを随時開催し、放送への関心を高める。実施にあたり、高校の放送部の生徒や大学のメディア学科などの学生の参加を積極的に促す。時代に即したオンライン配信も活用していく。

【目 標】

- ◇ 施設の整備により、視聴ブース利用者・常設展示見学者を含む施設来館者の感染症の影響による落ち込みからの回復を図る。
- ◇ 常設展示の見直しや各催事の実施により、放送事業者および一般の認知度を高めるとともに、若い世代の利用者数を増やす。
- ◇ 施設の利用者や催事の参加者の満足度をより高めていく。

事業方針4. 戦略的広報への転換

広報機能を強化し、センターの役割や事業の認知度を向上させる。広報対象ごとに内容や方法を分析・設定し、WEBやSNSなどのデジタル手法も活用した戦略的広報への転換に取り組む。

【方針の趣旨と狙い】

センターおよびセンターが行う事業について、認知を高め、より多くの方々に利用してもらうことにより、定款の定める「我が国の放送の健全な発達と、文化、芸術の振興に寄与する」という目的の達成を目指す。そのため、従来の広報手法を抜本的に見直し、PRを主体とした戦略的広報を展開する。

【具体的施策】

1. 事業ごと、対象ごとに狙いを明確にし、PRを主体とした戦略的な広報を実践する。
2. 「教育利用の促進」「若年層へのアピール」のための、効果的な広報手法を展開する。
3. 情報発信のフレームワークを見直し、デジタル手法も取り入れたコンテンツを導入することによりリーチを上げ、新規利用者の獲得を行う。
4. 広報強化や実務機能との連動などを図るため、ホームページの大幅なリニューアルを行う。
5. 放送事業者への発信の強化による認知度向上や、放送事業者と連携したPRの実施に取り組む。
6. 自治体や関係諸機関との連携の幅を上げ、相乗効果を創出するための働きかけを行う。
7. あらゆるメディアに積極的にアプローチし、情報発信の拡大を図る。
8. それぞれ広報施策について効果測定を行い、検証結果を踏まえた合理的な広報を展開する。

【目標】

- ◇ 利用者（一般来館者、団体見学）、放送事業者、プレスなど、それぞれの対象に届く広報戦略と、それに伴う認知度のアップ、来館者数等の増加を図る。
- ◇ Twitter や YouTube などの導入済みのSNSの活発化に加え、未活用のSNSの導入により認知度を向上させ、放送ライブラリーの「ファン」を増やし、リピート利用の促進に繋げる。
- ◇ ホームページのリニューアルによりアクセス数の大幅な拡大を図る。
- ◇ 機関紙等紙媒体を電子メディアにシフトチェンジし、各ターゲットに適したデジタルコンテンツで発信する。

事業方針5. 放送事業への貢献

放送事業者との連携を更に強化し、放送文化の理解促進と放送事業への貢献に努める。

【方針の趣旨と狙い】

事業方針の各施策を通じ、全国の放送事業者との連携をさらに強化し、全国各地で放送文化の理解促進に資する取り組みを進める。これにより、放送界全体の発展と放送事業への幅広い理解促進に貢献できるよう努める。

【具体的施策】

1. 放送事業者に対する放送番組センターに関する全社説明会を適宜実施する。
2. 多様な番組を確実に収集し、様々な形で公開することで、放送文化への理解促進、放送事業への貢献に努める。
3. ローカル放送局が制作したテレビ・ラジオの秀作番組を、番組アーカイブネットを通じ全国各地で紹介し、視聴機会の拡大を図り、放送事業と放送文化への理解促進を図る。
4. 放送事業者と連携した企画展、公開セミナー、番組上映会などの実施を促進する。

【目 標】

- ◇ オンラインも活用し全放送事業者への説明会を毎年実施する。
- ◇ 放送事業者の新人研修カリキュラムに、センターの事業内容を紹介する時間が組み込まれるよう働きかける。
- ◇ 番組アーカイブの質を向上させ、また、番組視聴機会を更に創出する。
- ◇ 番組アーカイブネットで全国各地のローカル局制作番組を提供する。
- ◇ 放送事業者と連携し、各催事を実施することにより、放送の魅力を幅広く伝え、放送事業に貢献する。

事業方針6. 財務運営と抜本的基盤整備

新規事業の展開に必要な費用は、経費節減と既存事業の見直しにより可能な限り財源確保に努める。期間中に想定される事業運営に欠かせない設備整備は、原則として基本財産を活用することで確実に実施し、将来の効率的運営に資する抜本的な基盤整備にあたる。

【基本的な考え方】

事業方針に掲げた各施策の実現に必要な財源は、厳しい収益環境を踏まえ、継続的な業務効率化と既存事業の見直しを行うことで生み出すこととし、同時に収支の改善に最大限努める。期間中、新規事業の展開に必要な設備やシステム、老朽化更新に伴う設備等の整備が集中する。これらは、将来の効率的で効果的な事業運営に資する観点から精査し、各年度の予算編成において具体化を図り、原則的に基本財産の活用により段階的に整備する。

これにより、この5年間に新しい時代に対応した、これまで以上に効率的な事業運営のインフラ整備を完了させることを目指す。

【方針の趣旨及び具体的施策】

(収支)

- ・収益の源泉となる基本財産の運用にあたっては、漸減が想定されるなか引き続き市場動向を注視し、より効果的な運用を目指し収益確保に努める。
- ・出捐金については、厳しい運用環境が続く中で、引き続き欠かすことの出来ない財源として、事業活動への理解を得たうえで、現在と同額規模を要請する。
- ・これを前提にして5か年の収支見通しを策定し、そのうえで毎年度の収支予算案の策定にあたっては、改めて収益や支出の在り方を点検し、理事会の承認を得て確定する。
- ・全業務において、日常的に効率的な実施方法を検証・検討し、継続的な改善を図る。同時に経費節減に最大限努力し、各年度の予算編成において、事業方針に則った事業運営を着実に遂行する。

(設備投資)

- ・期間中に、事業の見直しに伴う新たな設備投資や、老朽化更新の時期を迎える施設や設備・システム等への設備投資が集中する。これら事業運営に欠かせない設備投資は、将来のより効率的・効果的な事業運営に資することを前提に、5か年の投資計画を策定し、各年度に確実に実施する。
- ・財源は各年度の予算編成時に具体的な整備計画を決め、原則として基本財産を活用して行う。
- ・これによって5か年の期間中に、新たな時代に対応した放送番組センターとして必要な基盤整備を抜本的に進める。

※本事業方針は、今後の社会経済情勢の変化によって修正、変更することがある。

※本事業方針は、各年度に進捗状況を点検し必要な修正を行うほか、計画3年目を総点検の「見直しポイント」とし、事業・収支計画の点検結果を理事会に報告。必要に応じて見直しを行う。

(参考資料)

● 5か年施策実施工程表

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
事業方針1 番組収集・保存・公開	主な施策	毎年全社説明会の実施／権利処理体制の増強					
	・公開範囲に応じた収集、自薦番組の拡充、記録表の精度向上、権利処理体制増強						更なる改善・拡充策の検討
	・公開番組上映会実施、放送関連文献の活用	テーマを決めた番組やローカル局制作番組などの上映会の開催、放送関連文献の活用					継続して取り組み
	・権利者団体等と交渉	権利者団体交渉 ↑	各権利者団体と継続交渉、関係省庁などへの働きかけ				継続して取り組み
	・拠点都市への視聴環境の整備・展開、センターが主体となって運営	プロダクト検討 ↑	改修/パイロット運用 ↑	設置拠点拡大5か所 ↑			設置拠点拡大10か所以上 5年後に500番組
事業方針2 番組アーカイブネット	主な施策	クラウド活用等システムの在り方を検討	クラウド活用等調査・検討 ↑	システムの在り方の検討 新システム要件定義、基本設計など			新システム開発・運用 番組視聴システム更新に連動
	・全教育機関への範囲拡大、利活用の促進	試験運用 ↑	利活用対象を全教育機関に拡大、PR・活用促進				継続して取り組み
	・研究者ブース、関連図書閲覧環境の整備	整備計画検討 ↑	図書・雑誌等の整備・検索可能に				更なる改善策の検討
	・常設展示を「学びの場」に再整備		段階的に改修・入替整備・スペース見直し				更なる改善策の検討
	・催事の効果的・効率的な実施		開催回数・規模等の見直し、オンライン催事開催、時代に即した催事の開催				継続して取り組み
事業方針4 単体的広報 ・認知度の向上	主な施策	HP、各種申込、検索システム等見直し ・配布物の見直し、IT活用、戦略的広報の実施	HP見直し ↑	各業務申込・応募機能のHP細化 基本設計等検討、リニューアル ↑	更なる改善・拡充策の検討		更なる改善策の検討
	・上記施策実施を通じ、放送事業者との連携、放送事業者への還元	プロダクト検討 ↑	配布物の見直し等、戦略的広報策の検討・実施				継続して取り組み
	・放送事業者と連携強化		継続して取り組み				継続して取り組み

*「事業方針6」については、5か年の収支見直し、ならびに設備投資計画に基づき、毎年度の予算編成において具体化を図り、着実に業務を実施していく。

*工程表に基づき毎年度、進捗状況を管理するとともに、次期事業方針の期間中3年目を再点検ポイントに定め、事業・収支全般にわたって総点検を行う。